

今みんなでお考えよう

常陸大宮市では、市民の皆さんが安心して快適な生活を送ることができるよう、さまざまな事業を進めています。市民の皆さんに納めていただく税金はこれらの事業を行うための大切な財源となっています。

税のこと

市の財政と税の役割

◇大きく減少した一般財源

市の財政は、大変厳しい状況が続いています。なぜ、このような状態になったのでしょうか。

これは、国の三位一体の改革により、平成16年度から実質的な地方交付税が大幅に削減されたことが大きな要因と考えられます。

地方交付税や国県の補助金などの依存財源は、平成17年度決算で約174億5千万円でしたが、平成20年度は約139億2千万円と約20%減少しています。このために、一般会計歳入決算額は約252億5千万円から約216億9千万円と、約14%減少しました。《P5グラフ1》

また、今年度当初の一般会計歳入予算額は総額で201億円。うち約4分の1が市税《P5グラフ2》ですが、昨年来の景気後退から大きな影響を受け、市税の収入は予算額より大幅な減額になることが予想されます。

一方で、どうしても必要な人件費

や扶助費、公債費などの義務的経費は、収入が減少したからといってそれに合わせて急に減らすことが難しいものです。このために市の財政構造はここ数年間で著しく硬直化しているのです。

◇市の財政を支える市税

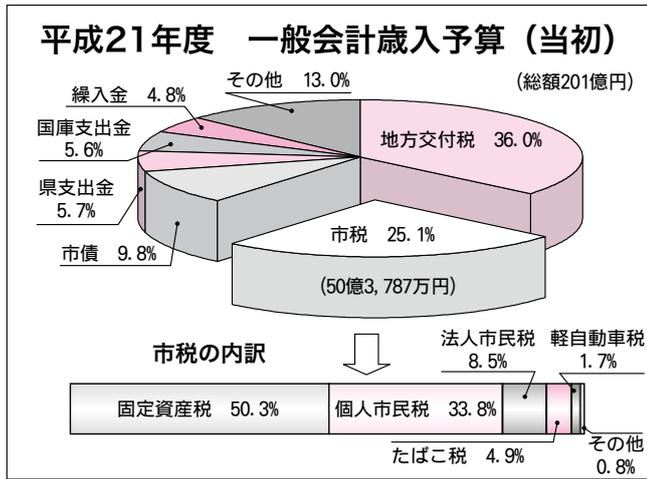
このような状況の中でも、安定した住民サービスの提供ができるように、市では歳入・歳出の徹底的な見直しを計画的に進めています。市税収入は自主財源の根幹をなすものであり、市の財政を支えるものです。公平な税負担による安定的な税収は、市政において必要不可欠なものといえます。

私たちの納めた税金は、「健康で豊かな生活」を実現するための公共サービスの財源になります。私たちは一人では生きて行けません。税金は、「社会で生きていくための会費」ともいえます。

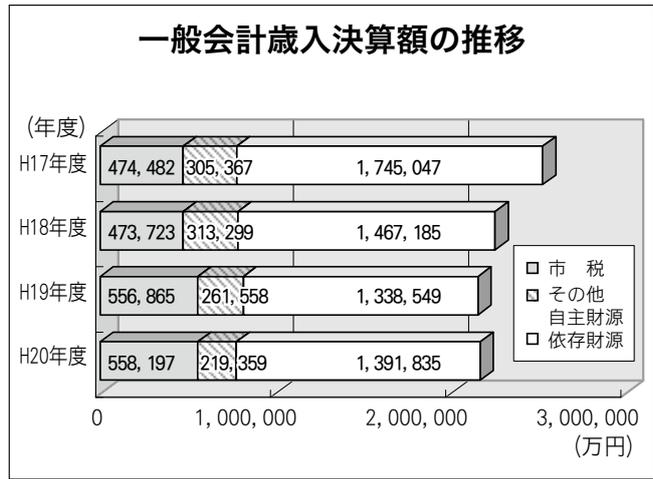
そしてこのことは、税金が名前や形を変えながら千年以上続いている社会システムなのです。



グラフ2



グラフ1



税金の働き

税金は、国や地方公共団体がさまざまな公共サービスや施設を提供するために集められています。それらを含めて、税金には社会に対して次のような働きがあるといわれています。

1. 公共サービス・公共施設を提供する(資源の分配)
私たちの生活に必要であっても、利潤を求める民間の経済活動では生み出せない、道路の整備、警察や消防、ゴミの回収や処理などの公共サービスや医療施設の提供などは財政の重要な機能です。

2. 所得の格差を調整する(所得の再配分)
所得税や住民税などは所得の多い人には大きい負担、所得の少ない人には小さい負担となります。一方、納められた税金は、所得の少ない人に生活の扶助をするなど社会保障の支出を通じて再配分されています。

3. 景気の動きを整える(景気の調整)
景気の動き(経済の活動の様子)を整える働きがあります。景気がいいと会社や個人の所得が伸びるので、累進課税制度などを通じて税の負担も増えます。すると、投資や消費に回るお金が抑えられ、

景気にブレーキがかかります。

反対に、不景気になると所得が伸びないので税の負担が減り、景気の落ち込みを緩めます。歳出の面でも公共事業を増やすなどの方法をとることにより、景気を上向きにすることができま

市税等にはどんな種類があるの?とどう?

税金は、どこに納めるかによって国税、県税、市税に分かれています。ここでは、特に皆さんになじみの深い市税について説明します。税率(税額)と納期は《P6表1》のとおりです。

個人市民税

原則として、毎年1月1日現在で市内に住所のある個人に課税されます。また、市内に住所のない人でも、市内に建物などを持っている人には均等割が課税されることがあります。

個人県民税と個人市民税を合わせて「住民税」と呼んでいます。住民税は市で課税され徴収されたあと、県民税分が市から県に払い込まれます。

住民税の特別徴収

住民税の特別徴収とは、サラリーマンなど給与所得者について、6月から翌年5月までの12回に分けて給与支払者(特別徴収義務者)が毎月の給料から税金を差し引いて市に納めることをいいます。

また、65歳以上の人が年金からの天引きによって納めることも住民税の特別徴収といえます。

それ以外の所得者は、市から送付される納付書によって住民税を納めます。これを住民税の普通徴収と呼んでいます。年税額を4回に分け、6月・8月・10月・翌年1月に納めていただきます。

個人市民税の年税額は、所得割額と均等割額の合計額になります。所得割額は前年中の所得金額に応じて課税され、均等割額は市内に住所のある人や市内に住所がなくても市内に事務所、事業所または家屋敷を所有する人に課税されます。

表1

平成21年度主な市税の税率（税額）と納期

| 区分 | 税率（年税額） | 納期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|-------------------|-----------|-----|-------|--------|---------|---------|------|-----------|-------|-------|--------|--------|------|------------------|-------|-------|--------|--------|-----|----------|
| 住民税 | 個人市民税---所得割：課税所得金額の6% 均等割：3,000円 個人県民税---所得割：課税所得金額の4% 均等割：2,000円 (森林湖沼税1,000円を含む) ※利子所得・山林所得・退職所得・土地譲渡等の事業所得・土地建物等の譲渡所得・株式等の譲渡所得は分離課税 | 普通徴収：6月、8月、10月、1月 特別徴収（給与）：6月～5月 特別徴収（年金）：4月、6月、8月、10月、12月、2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産税 | 課税標準額の1.4% | 4月、7月、12月、2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車税 | 主なものは軽四輪（乗用）7,200円、軽四輪（貨物用）4,000円、原付自転車（50cc以下）1,000円 | 5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税（特別会計） | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割 (加入者の所得の)</th> <th>資産割 (加入者の固定資産税額の)</th> <th>均等割 (加入者数1人あたり)</th> <th>平等割 (加入者世帯につき)</th> <th>賦課 限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>5.60%</td> <td>24.00%</td> <td>13,600円</td> <td>16,000円</td> <td>47万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>1.40%</td> <td>6.00%</td> <td>3,400円</td> <td>4,000円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>介護分 (40歳～64歳)</td> <td>1.00%</td> <td>5.00%</td> <td>4,500円</td> <td>4,000円</td> <td>9万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 所得割 (加入者の所得の) | 資産割 (加入者の固定資産税額の) | 均等割 (加入者数1人あたり) | 平等割 (加入者世帯につき) | 賦課 限度額 | 医療分 | 5.60% | 24.00% | 13,600円 | 16,000円 | 47万円 | 後期高齢者支援金分 | 1.40% | 6.00% | 3,400円 | 4,000円 | 12万円 | 介護分 (40歳～64歳) | 1.00% | 5.00% | 4,500円 | 4,000円 | 9万円 | 5月、7月～2月 |
| | 所得割 (加入者の所得の) | 資産割 (加入者の固定資産税額の) | 均等割 (加入者数1人あたり) | 平等割 (加入者世帯につき) | 賦課 限度額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療分 | 5.60% | 24.00% | 13,600円 | 16,000円 | 47万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後期高齢者支援金分 | 1.40% | 6.00% | 3,400円 | 4,000円 | 12万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護分 (40歳～64歳) | 1.00% | 5.00% | 4,500円 | 4,000円 | 9万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険料（特別会計） | 所得の状況などに応じて11段階、10,680円から96,360円 | 4月、6月、8月、10月、12月、2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後期高齢者医療保険料（特別会計） | 所得割：(総所得金額－330,000円) × 7.6% 均等割：所得の状況などに応じて3,700円から37,400円 | 普通徴収：7月～2月 特別徴収：4月、6月、8月、10月、12月、2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

◇固定資産税

毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋または償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に納めていただく税です。

課税は賦課期日現在の状況によりますので、年の途中で所有権が移転した場合でも、その年度分の固定資産税は賦課期日現在の所有者が納めることとなります。

「所有者」とは、原則として、土地については登記簿または土地課税台帳に、家屋については登記簿または家屋課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記または登録されている人をいいます。

固定資産税額は、市の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額といえます。）によります。市は、国が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、固定資産課税台帳に登録します。固定資産のうち土地および家屋の評価額は、通常3年ごとに見直されます。



◇軽自動車税

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している人に納めていただきます。ただし、割賦販売などで、売り主が軽自動車などの所有権を留保している場合は、買い主を所有者とみなして課税されます。

月割り課税はないので、納税したあと年度内に軽自動車などを手放しても税の戻りはありません。

また、一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車などについては、申請により税が減免される場合があります。

◇国民健康保険税

加入者が所得などに応じて保険税を納め、医療費にあてる国民健康保険制度に要する費用に使われます。

年税額は医療分、後期高齢者医療支援金分及び介護納付金分の合算額となり、原則として国民健康保険の加入者のいる世帯の世帯主に課税されます。一定の所得以下の世帯については均等割額と平等割額が減額されることとなっています。

税金の分類について

税金には納める方法による分類と使いみちによる分類があります。

◇納める方法による分類

直接税……税金を負担する人が直接納める税金
 間接税……税金を負担する人と納める人が異なる税金

◇使いみちによる分類

普通税……使いみちが特定されていない税金
 目的税……特定の行政活動の財源にあてられる税金

主な市税を分類すると次のようになります。

| | 直接税 | 間接税 |
|-----|----------------------------------|---------|
| 普通税 | 個人市民税 法人市民税 固定資産税 軽自動車税 | 市町村たばこ税 |
| 目的税 | 国民健康保険税 | 入湯税 |

◇介護保険料

介護保険を運営するために65歳以上の皆さんに納めていただくもので、保険料の年額は本人と世帯員の所得などによって決まります。納め方は原則として年金からの天引き（特別徴収）ですが、年金が年額18万円未満の人等は市から送付される納付書により納めて（普通徴収）いただきます。

◇後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険の加入者に納めていただくもので、保険料の年額は加入者本人と世帯主の所得に応じて個人ごとに計算されます。納めて

いただいた保険料は、この保険を運営する茨城県後期高齢者医療広域連合に送金されます。

所得の低い人は保険料が減額され、職場の健康保険などの被扶養者だった人も加入した月から2年間は保険料が減額されます。なお、減額にあたって、あらかじめ手続きを

していた必要はありません。納め方は原則として年金からの天引き（特別徴収）ですが、年金が年額18万円未満の人や介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える場合などは、納付書による納付（普通徴収）となります。

また、年金天引きの方でも一定の条件を満たせば、申請により口座振替に変更ができます。

なお、介護保険料と後期高齢者医療保険料は税とは呼びませんが、国民健康保険税と同様特定の経費に充てるために徴収されるものです。

税金は期限内に納めましょう

◇市税等を滞納すると

昨年度の主な市税の収入の状況は《P8グラフィック》のようになっていきます。市税は、まちづくりの貴重な財源です。市税の納付が滞ると、事業の推進が困難になるうえに、公正さを著しく損なうことにもなります。

もし納期限までに納付できない場合は、納期限内に納めた人との公平を保つため、法律の規定に基づき、本来納めるべき税額のほか督促手数料（100円）と延滞金（納期限後1カ月は年率4・5パーセント、その後は年率14・6パーセント）が加算されることとなります。

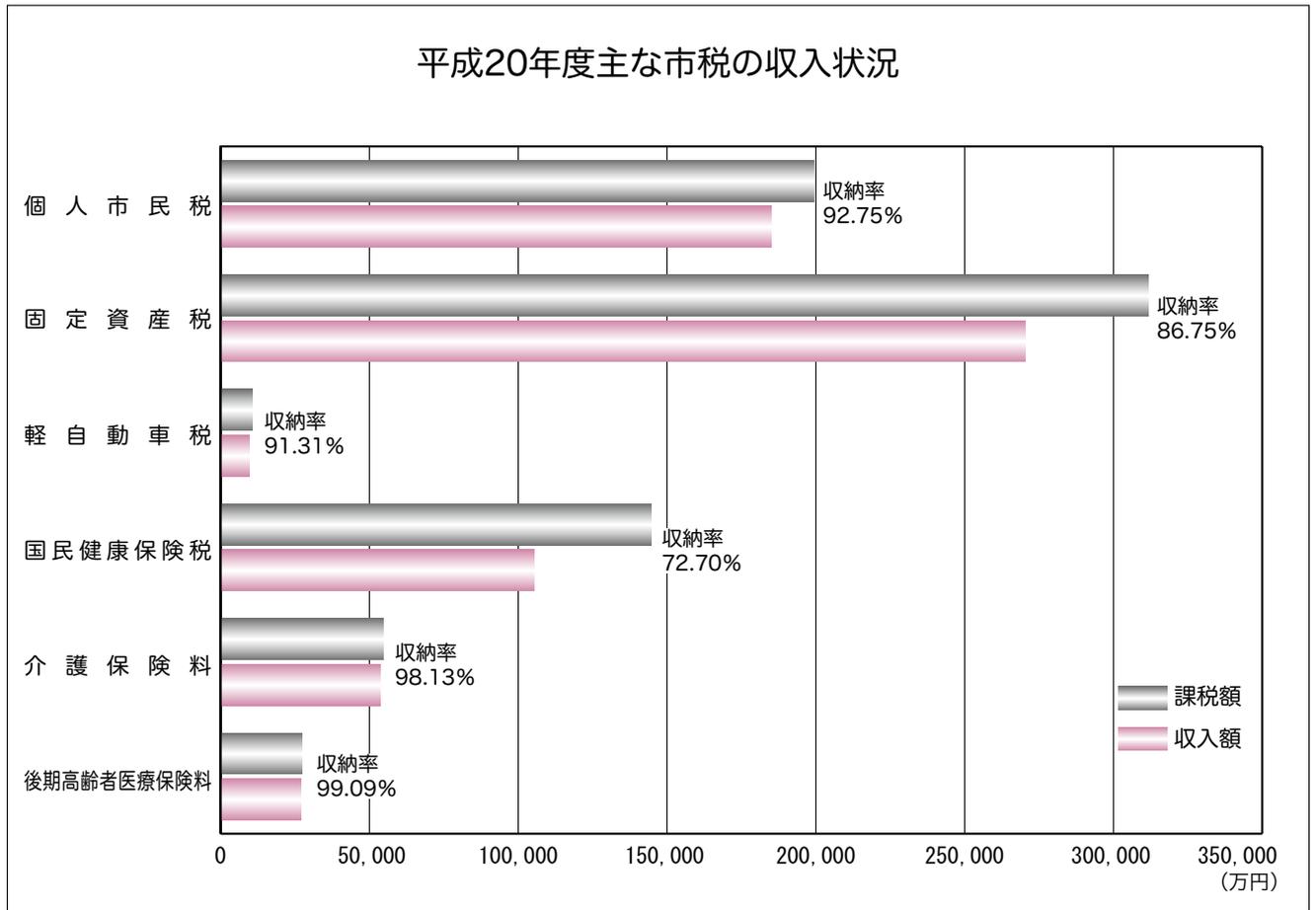
地方税法等の法律では、納期限を過ぎても納付されない人には督促状を送付し、送付後10日を過ぎても納められない場合は「差し押さえなければならぬ」と定められています。このため市では、納税や相談のない人の財産を調査したうえで、不動産や給与、預貯金を差し押さえる滞納処分を行うこととなります。《P7表2》

表2 平成20年度滞納処分件数

| | |
|-----------------|------|
| 預金差押 | 43件 |
| 不動産差押 | 8件 |
| 不動産参加差押 | 3件 |
| 不動産抵当権設定 | 2件 |
| 給与等差押 | 6件 |
| その他の債権差押（生命保険等） | 42件 |
| 茨城租税債権管理機構への移管 | 20件 |
| 計 | 124件 |



グラフ3



◇やむを得ない事情で納期限内に納税できないときは

病気、失業、災害などのやむを得ない事情がある場合は、法律等で定める範囲内において、納期を延ばしたり分割したりして納付することができます。納税相談をしないで滞納のまま放置しておく、督促さらには差し押さえを受けることになりま



◇来年度からコンビニでも納付できるようになります

納税者の皆さんが便利になるよう平成22年度からコンビニエンスストアでも市税等納付の取り扱いが始まります。

コンビニ納付ができるようになると、全国のコンビニエンスストアが納付窓口となり、いつでも納付できるようになります。

◇明るい未来のために

このように、私たちの暮らしの中で、必要なものを支えているのが税金です。そして、税金は現在においても将来においても、とても大切なものです。納め忘れや滞納をなくして豊かな社会を築きましょう。



▲市役所の納付窓口



市税等の納付には便利で確実な口座振替をご利用ください

～口座振替にすると～

金融機関や市役所の窓口に出向かなくて済み、納め忘れの心配もありません。

ただし、全期前納をご希望の場合は口座の残高にご注意ください。第1期の振替日に振替ができないと、その年度分は期別ごとの振替になり、報奨金制度が適用されなくなってしまうます。

◇申し込みに必要なもの

- 通帳
- 届出印
- 納税通知書（納付書）

記入間違いを防ぐため、できるだけ納税通知書（納付書）をお持ちください。特に固定資産税で、所有者が共有名義だったり、所有者と納税者が異なったりしている場合はお持ちになることをお勧めします。

◇口座振替できる税金等

- ① 市・県民税
- ② 固定資産税
- ③ 軽自動車税
- ④ 国民健康保険税
- ⑤ 介護保険料
- ⑥ 後期高齢者医療保険料

ただし、①・②・③の税金の口座振替を個別に申し込むことはできません。

また、②は所有者（登記名義人）ごとの申し込みが必要となります。

◇申し込み先

下記金融機関で申し込みを受け付けています。市役所及び各総合支所では申し込みはできません。

◎取り扱い金融機関（本店及び各支店）

- (1) 常陽銀行
- (2) 茨城銀行
- (3) 東日本銀行
- (4) 水戸信用金庫
- (5) 烏山信用金庫
- (6) 茨城県信用組合
- (7) 茨城みどり農業協同組合（支店のみ）
- (8) 中央労働金庫
- (9) ゆうちょ銀行・郵便局

口座振替申し込みの用紙は、市役所税務徴収課・各総合支所市民福祉課及び市内の上記金融機関に備え付けてあります。

◇振替日

振替日は各税金等の納期限の日です。基本的には月末ですが12月は25日です。

また、振替日が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日になります。

◇振替開始

申し込みをした月の翌々月の納期分からです。

◇その他

継続して3回以上口座振替を行うことができなかった時や預金名義人が死亡した時は、口座振替が解除（停止）されることがあります。

また、市長や金融機関等が必要と認める時にも口座振替が解除（停止）されます。

納期日の前日までに口座残高をお確かめください

■問い合わせ先■

市民部税務徴収課 ☎52-1111

市民税グループ 内線232・233・239 資産税グループ 内線234・235

特別徴収対策グループ 内線236・237・238・240・248

各総合支所 市民福祉課 市民グループ

山 方 ☎57-2121 美 和 ☎58-2111

緒 川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111